

令和5年第1回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和5年1月19日(木) 午前9時30分

東浦町文化センター 2階 視聴覚室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和4年第12回定例会会議録承認

日程第 2 議案第1号 指定学校変更許可基準の運用について

【学校教育課】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号 令和4年第4回東浦町議会定例会における一般質問及び回答について

【教 育 部】

日程第 5 各課報告

閉 会

____ 時 ____ 分

次回

第2回定例会

令和5年2月13日(月) 午前9時30分

場所 東浦町役場 2階 第1会議室

自由討議

議案第1号

指定学校変更許可基準の運用について

指定学校変更許可基準の13に該当するものとして、別紙の事例を認めるものとする。

令和5年1月19日提出

東浦町教育委員会教育長 庄子 亨

提案理由

転居による転校については、許可基準2により転居日の学年末までを限度として従来の学校への通学を認めているが、児童生徒が抱える転校に対する不安要素が多様化しているため提案するもの。

令和4年度 指定学校変更 検討事例

事例1

過去に不登校になった経緯があり、転校によって再び不登校になる可能性が高いため、年度末までではなく、卒業まで現在の学校に通いたい。

事例2

新しい環境になるといじめや不登校が心配なため、年度末までではなく、卒業まで現在の学校に通いたい。

事例3

転居の結果、安全確保のために指定学校よりも近距離の学校へ通学したい。

指定学校変更許可基準

- 1 指定学校変更に該当すると認められる基準は、次に掲げる許可基準のいずれかに該当する場合とする。

なお、1 から 5、12 及び 13 の許可基準については、保護者の送迎または教育委員会が認めた者による送迎を条件とする。

許可基準	許可内容
1 学期途中に転居することが決まっており、あらかじめ転居予定地校への就学を希望する場合	転居予定日の学年始め以降から転居先の学校への通学を認める
2 学期途中に転居する者で、引き続き従来の学校への通学を希望する場合	転居日の学年末までを限度として従来の学校への通学を認める
3 児童、生徒に障害がある場合	児童、生徒の負担軽減が見込まれる学校への通学を認める
4 留守家庭児童（小学生のみ）の場合	留守家庭児童を保護できる者の所在地にある小学校への通学を認める
5 住居の建て替えにより、他の住居に仮住まいする場合	限られた期間のみ従来の学校への通学を認める
6 石浜字片山、西平地、中平地、川尻及び平地に住所を有する児童の場合	生路小学校への通学を認める
7 石浜字午池、半戸、東半戸及び鑄師に住所を有する児童の場合	藤江小学校への通学を認める
8 緒川字古川に住所を有する児童の場合	森岡小学校への通学を認める
9 緒川字相生、相生の丘、鰻池、大草、大高山、折戸、竈池、上鰻池、上荇又池、荇又、桐池、下米田、下高根、鈴栗、鼈池、梨ノ木、東米田、引蛙、平六、葭狭間及び緒川小学校区の町道森岡藤江線（第1農免道路）以西地区に住所を有する児童、生徒の場合	卯ノ里小学校又は西部中学校への通学を認める。
10 石浜字緑が丘に住所を有する児童の場合	石浜西小学校への通学を認める
11 地理的条件により就学指定校以外の学校に通うことで通学の安全が確保できる場合	安全に通学できる希望学校への通学を認める
12 いじめ・不登校の解消が見込まれる場合	希望学校への通学を認める
13 上記に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合	希望学校への通学を認める

令和4年12月・令和5年1月 教育長報告

(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
12 月 20 日 (火)	本会議 (採決)
12 月 23 日 (金)	終業式
12 月 24 日 (土)	愛知駅伝下見
12 月 27 日 (火)	駅伝練習会
1 月 5 日 (木)	知多地方教育事務協議会幹事会
1 月 7 日 (土)	駅伝練習会
1 月 8 日 (日)	二十歳の集い 出初式
1 月 9 日 (月)	絶品朝食会
1 月 11 日 (水)	知多地方教育事務協議会
1 月 13 日 (金)	学校経営会議
1 月 14 日 (土)	愛知駅伝 愛知駅伝報告会
1 月 15 日 (日)	商工会新年会
1 月 17 日 (火)	管内校務主任研修会
1 月 18 日 (水)	行政経営会議 初任者研修会
1 月 19 日 (木)	第1回教育委員会定例会

令和 4 年
第 4 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 2） 杉下 久仁子 議員

1. 長引くコロナ禍と物価高騰に町から町民への支援を

異常な円安とロシアのウクライナ侵略が長引く中、あらゆる生活用品や、光熱費の価格高騰も続いている。加えて、コロナ禍での離職や収入の減少等で住民の生活は厳しさを増している状況である。

10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の中には国からの支援はあるものの、電気・ガス・ガソリンの値下げではなく値上がり分を抑えるという内容で、住民が負担軽減される実感をもてないとする。

また、来春にはさらに2,000品目超が値上がりするとの報道もある中、町民に寄り添う支援を求め以下に質問する。

（2）物価高騰の中だからこそ、社会保障や教育の公的負担分を軽減し、住民の生活を守り、消費の減退と景気の後退を防ぐ必要があると認識している。これは国の役割が最も大きい、地方自治体としても先行して取り組むことで町民が安心して暮らしていけると考える。

そこで、次の提案に対する見解を伺う。

ア. 本町では平成20年から保育園の給食費無償を行い、子育て応援に取り組んできたが、さらに学校給食の無償化を行うことを提案するが見解は。

イ. 現在の就学援助や町遺児手当の受給基準にあてはまらないものの、物価高騰の影響を大きく受ける、受給基準に近い所得の世帯へ対象を拡げる必要もあると考えるが、見解は。

【回答】アの「学校給食費の無償化を行うこと」についてですが、学校給食費につきましては、学校給食法において、保護者が食材料費を負担することが規定されており、学校給食費を無償化する考えはありません。

今年度の6月議会定例会におきまして、補正予算を計上させていただいた際も、食材価格上昇への緊急かつ暫定的な対応として、賄材料購入費の増額分のみ計上させていただいており、給食費については従来通り保護者に負担していただいています。

次にイの「就学援助や町遺児手当の対象を拡げること」についてですが、就学援助につきましては、所得だけを認定基準としている訳ではなく、町民税や国民健康保険税が減免されている方や、東浦町社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けている方なども受給対象としています。

さらには、離職や給料の減少により本年中の所得が町の受給基準額以下の見込みとなる方も受給対象としており、所得基準に限らず、幅広く認定基準を設けていますので、就学援助の対象を拡げる考えはありません。

また、町遺児手当につきましては、遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図ることを目的に支給しています。物価高騰の影響に関しては、臨時的な措

置が必要であると考え、本町では子育て世帯臨時特別給付金事業で対応するなど、子育て世帯に対して生活の支援を行っていることから、町遺児手当の対象を拡げる考えはありません。

質問者（質問順位 3） 鏡味昭史 議員

1. 東浦町のまちづくりについて

本町が持つ計画の中で最も上位の計画は総合計画であり、東浦町のまちづくりが進められています。この計画は住民の皆さんや将来東浦町に住みたいと考える方、東浦町で活動される方にとって、これから東浦町をどのように進めて行くのか、住民、事業者・団体、行政の役割を示すことによって、誰とどのようにまちづくりを進めていくのか第 6 次東浦町総合計画（以下「総合計画」という）で示されています。

少子高齢化社会、人口減少社会の到来により、2022 年の人口（住民基本台帳令和 4 年 10 月末）50,294 人が 2040 年の東浦町の人口推計値では 43,916 人と推計しています。

暮らしの安全安心を保障する防災・防犯に関する取組み、暮らしの利便性・快適性をもたらす交通網の整備といった取組みなど、暮らしの基本的な部分の取組みは大切であると総合計画に書かれています。

そこで、以下について質問します。

（9）各小中学校に通う生徒達が安全安心に通学できるよう通学路の指定がされていると思います。現状では、自動車等が国道などの渋滞を避けるため、狭い通学路を通っており、生徒達が非常に危険な状況であります但那の対策はないのか。ゾーン 30 などの速度規制など対策はとらないのか伺います。

【回答】現在実施している対策としては、通学路交通安全対策担当者協議会や関係機関との合同点検を通じて、自動車の交通量が多く危険と判断された場合においては、通学路標識の設置や路肩のカラー舗装を実施するなど、自動車のドライバーに注意喚起をしています。また、道路の安全な通行のしかたや自転車の安全な乗り方を、各学校で交通指導員・警察などが交通安全教室を実施するなど、事故が起こらないよう、児童生徒への交通指導も行っています。

また、ゾーン 30 についてですが、ゾーン 30 は、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度を時速 30 キロメートルに指定し、区域内における車の走行速度や通り抜けを抑制するものです。このような規制は、警察との連携の他、地域住民に負担をかけるものとなるため、地域住民との合意形成が必要なことから、慎重に検討すべきものと考えています。

質問者（質問順位 6） 間瀬 宗則 議員

1. コミュニティセンターなど公共施設の防犯対策について

東浦町安全なまちづくり条例は、町民の生活に危害を及ぼす犯罪を未然に防止するため、基本理念を定め、町、町民及び事業者が果たすべき責務を明らかにすることにより、町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。公共施設についても、多くの人が利用する場所として、誰もが気軽に利用できるよう管理することが重要な要件であることはいうまでもありませんが、一方では、不特定多数の人が利用することを考慮した防犯対策が必要となります。

近年は社会不安に同調して、今まで想定していない事件やトラブルの発生、不審者の出現など、公共施設においても防犯面の対策強化が必要と考え、以下3点について質問します。

（1）コミュニティセンター、保育園、児童館などの公共施設における防犯対策の現状と課題について伺います。

【回答】職員が勤務する町内の公共施設においては、防犯等警備業務を外部委託し、職員等が不在の際の不法侵入及び盗難等に対応するとともに、火災等異常事態の早期発見と対処等に努めています。

不法侵入及び盗難等の防犯対応は、業務終了後、施設を最後に退出する職員等が警報機器をセットした時から、翌日最初に出勤する者が警報機器を解除するまでの、職員等が不在となる時間帯において、異常を感知した際には警備会社が駆け付けて現場を確認する契約となっています。

職員等が勤務する時間帯の防犯対策については、保育園では日中に安全指導員を配置し子どもの見守りを行っているほか、図書館や資料館など、常時防犯カメラを設置している施設もありますが、ほとんどの施設では防犯設備を有していません。職員等が勤務する時間帯についての防犯対策が課題となっています。

（2）施設への不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の施設利用者や職員に対する危害を防ぐための対策として、外部に知らせる防犯ブザーやランプ、緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備設置の考えについて見解を伺います。

【回答】職員が勤務する時間帯の防犯対策として、来年度以降、職員もしくは管理人が1人で勤務する可能性のある施設や、保育園・児童館等を対象に非常通報ボタンを設置し、不審者等が侵入した場合にボタンを押すことで警備会社及び警察からの駆け付けが可能となるよう防犯対策を強化することを検討しています。

2. 緒川植山交差点以南の通学路安全対策について

通学路の安全確保については、令和3年9月定例会の一般質問で千葉県八街市の事故を教訓に本町の取組みについて質問しました。その中で取り上げた緒川植山交差点以南の通学路安全対策について再度質問します。この道は、緒川植山交差点から南へ緒川新田駐在所までの約800m、町道名で緒川新田71号線、釜池雁狭間山線、緒川新田232号線で幅員約4～4.5mの狭い町道（以下当該区間という）を、登校時約50名、下校時約200名の児童が通学しています。現在でも通行量が多く、最近は大きい車やスピードを出す車が増えて、人と車がすれすれで通る現状に、保護者や住民の方から改善を求める声が多く上がっています。

そのような中で、都市計画道路名古屋半田線の緒川植山交差点から北側の東海市南加木屋駅付近の整備が完了し、12月3日に開通することが発表されました。

開通により今以上に当該区間を抜け道として利用する車の増加が想定されることから、早急な安全対策を求めて、以下3点について質問します。

（1）当該区間の安全確保について、「関係機関と合同点検を行う中で、通学路の安全対策の検討を行う」との答弁であった（令和3年9月定例会）。合同点検では対策として一部の交差点部のカラー舗装が実施されました。また、東浦町通学路交通安全プログラムに基づく「通学路交通安全対策担当者連絡会」（令和4年1月）の会議録では、「緒川植山交差点から福住交差点における名古屋半田線のバイパス整備事業を進めていく。その際には歩道が設置される計画で、安全な道路になる」との内容です。現在の町道の危険な状況を指摘する意見や、東海市内の整備が完了することで、危険性が増大するという声に応える対策が検討されていないように思いますが、これについての見解を伺います。

【回答】ご指摘のとおり、都市計画道路名古屋半田線の緒川植山交差点から北側の東海市南加木屋駅付近の整備が完了することに伴い、当該区間の交通量が増加する可能性があることは予測しております。

そのため、令和3年度に行った通学路における合同点検に本路線を加え安全対策を検討し、町道釜池雁狭間山線と町道緒川新田232号線の接続する信号のない交差点の路面カラー舗装を塗り直し、ドライバーが速度を出さないよう対策を行いました。

また、植山交差点から緒川新田駐在所までの通学路になっている区間について、最高速度を時速30キロメートルに指定するよう半田警察署へ要望書を提出しました。結果として、植山交差点から南の町道緒川新田71号線は、既に時速30キロメートルの指定となっていたため、新たに速度

標識が設置されました。しかし、町道緒川新田 232 号線は、速度調査の結果、実勢速度が高くないことから速度指定をすることができないとの回答がありました。

今後も関係機関と協力し、有効な安全対策がないか検討してまいります。

(2) 過去、当該区間でおきた交通事故（人身、物損）の発生状況について伺います。

【回答】半田警察署からは物損事故データは提供されていません。そのため、提供されている人身事故の状況についてお答えします。

平成30年度からの当該区間の人身事故は、平成30年度が0件、令和元年度は、四輪車と原付の出合頭による事故が1件、四輪車と自転車の出合頭による事故が1件、四輪車と横断中の歩行者の事故が1件、四輪車と自転車による右左折時の事故が1件、四輪車同士の追突事故が1件の合計5件、令和2年度は四輪車同士の追突事故が1件、令和3年度は0件です。

(3) 当該区間において、時速30kmの規制を行う「ゾーン30」を検討するよう提案した経緯にあります（令和3年9月定例会）。国土交通省は、最近では速度規制に加えて路面をなめらかに盛り上げるハンプなどの物理的デバイス、路面表示を組み合わせる歩行者や自転車を守る「ゾーン30プラス」の取組みを推奨しています。通学路の危険な状況を考えれば、住民の皆様にも理解されると思いますが、当該区間に採用する考えについて見解を伺います。

【回答】「ゾーン30プラス」は、国土交通省と警察庁が連携して進める生活道路の交通安全施策であり、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度の時速30キロメートル指定とハンプ等の物理的な対策を組み合わせ、交通安全の向上や、区域内を抜け道として通行する行為の抑制等を図るものです。

「ゾーン30プラス」の設定にあたっては、警察との連携の他、速度指定や速度抑制対策を実施することにより生活道路が通行しづらくなるなど、地域住民に負担をかけるものとなるため、地域住民との合意形成が必要なことから、慎重に検討する必要があります。

当該区間においては、名古屋半田線のバイパス整備事業が進行中であり、これにより生活道路の状況も少なからず変化していくことが予想されます。そのため名古屋半田線のバイパス整備事業の進捗状況を注視しながら、「ゾーン30プラス」に限らず生活道路における人優先の交通安全対策を実施していくことが大切であると考えています。

質問者（質問順位 9） 大川 晃 議員

1. 行政のデジタル活用について

令和 3 年 9 月 1 日に国は、デジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁を発足させました。政府は、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携して社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していくために、本年 6 月 7 日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定いたしました。

それを受けデジタル庁は、デジタル社会の実現に向けた理念・原則として、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」として「誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受できる」こととし、デジタル社会を形成するための 10 原則と合わせ、行政サービスのオンライン化実施の 3 原則として①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結、②ワンスオンリー：一度提出した情報は二度提出が不要、③コネクテッド・ワンストップ：民間を含む複数の手続・サービスを一元化を立てました。

この理念・原則を基とした基本戦略には、デジタル田園都市国家構想や包括的データ戦略の推進、Web3.0 の推進、サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保、デジタル産業の育成等があり、それらを実現するために 6 つの分野を設けて施策を展開されています。本町においても今年 4 月 1 日に企画政策部内に DX 推進課を設置し諸問題に対応していると思います。

そこで、本町として行政などのデジタル活用をどのように取り組んでいくかをお伺いいたします。

（5）今年 10 月 1 日からコミュニティセンターで無料 Wi-Fi が利用できるようになりましたが、本導入の意図を伺います。

【回答】これまで利用者向けのインターネット環境が整備されていなかった各コミュニティセンター及び体育館において、利用者の利便性向上及び災害時に避難所として使用する際、住民の方が情報収集手段として活用するため、Wi-Fi 環境を整備しました。

質問者（質問順位 12） 米村 佳代子 議員

1. 手話言語条例の早期制定等について

平成 26 年第 3 回定例会にて、「（仮称）手話言語法」制定を求める意見書を聴覚障がい者団体から要望を受け、我が党から提出し、全会一致で可決しました。そのことから、党として手話を言語として認め、手話の普及と利用促進を目指し、全国で手話言語条例制定を求め、推進している経緯があります。愛知県では、平成 28 年 10 月 14 日に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が制定されました。県下では常滑市、知立市、稲沢市、蒲郡市、西尾市、大府市、知多市、豊田市、幸田町、岡崎市、高浜市、碧南市、12 市町の「手話言語条例」が成立し、条例成立自治体は、令和 4 年 11 月 1 日現在で、34 都道府県、425 市区町村、合計 459 と全国で広がりを見せております。

（1）令和 5 年 4 月、東浦高校の敷地内に「千種聾学校ひがしうら校舎」が開校します。通学区域は知多地区全域と西三河 6 市居住者（本人・保護者の希望がある場合に限る）の居住者で、ＪＲ東浦駅が通学の最寄りの駅となります。設置部は幼稚部 3 学級、小学部 8 学級です。公共交通機関であるＪＲ東浦駅を利用し、通学する児童生徒の予定人数を伺います。

【回答】千種聾学校に確認したところ、11 月 30 日現在で令和 5 年度の入学希望者は、幼稚部の 3 歳児が 6 名で 2 学級、4 歳児が 6 名で 2 学級、5 歳児が 1 名で 1 学級、小学部の 1 年生が 1 名で 1 学級、2 年生が 4 名で 2 学級、3 年生・4 年生が各 1 名で併せて 1 学級、5 年生から 6 年生の希望者はなく、幼児児童数は全体で 20 名、学級数は幼稚部が 5 学級、小学部は 4 学級を予定しているとのことでした。千種聾学校では原則、児童の通学方法は保護者の送迎とスクールバスによるものと予定しており、児童が公共交通機関を利用しての自主通学は小学部の 4 年生以上のみに限って勧めているとのこと、令和 5 年度に公共交通機関を利用して通学する児童は 1 名の予定と聞いています。

（2）第 3 期東浦町障害者計画 基本目標 1 安心安全な生活環境の整備（3）アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度の利用しやすさのこと）の向上に「災害発生時、又は災害が発生する恐れがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業所、消防機関、警察等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制を促進します。」とあります。また、障がい者が日常生活や、災害時に必要な情報が得られるよう支援し、健常者との情報格差の解消を目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が、本年 5 月 25 日に施行されました。

同法の実現のため、自治体に対し、情報伝達機器やサービスの開発に対す

る助成、防災・防犯情報を迅速、確実に得られる設備や機器の設置等を求めています。ＪＲ東浦駅は、駅員がいない無人駅となっています。安全に児童が移動できるよう対応する必要があります。聞こえない・聞きにくい児童・生徒に配慮した手話や字幕の提供等、駅周辺と通学路の環境整備が必要と考え、取り組みを伺います。

【回答】ＪＲ東海に確認したところ、ＪＲ東浦駅は無人駅のため、筆談ができる設備があり、ＪＲ案内センターが対応すると聞いています。

今後、必要があれば、関係機関と協議をし、環境整備に努めてまいります。

質問者（質問順位 13） 前田 明弘 議員

1. 部活動の地域移行について

令和4年6月6日スポーツ庁から運動部活動の地域移行に関する検討会議の内容が提案された。具体的な内容としてまずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本としている。目標時期としては、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途とされている。

地方公共団体における推進計画の策定・実施等、また各種団体との連携・協働等課題が山積みで、運営側や現場からは戸惑いの声が多い。

9月29日県議会の一般質問を傍聴した。内容は、公立中学校の休日の部活動指導を地域に委ねる地域移行についてである。愛知県教育委員会飯田教育長からは部活動指導者を確保するための人材バンクを設置する方針が明らかにされた。

そこで次の事柄について伺う。

（1）愛知県教育委員会教育長からは人材バンクの開設時期については3年間で示す、との答弁であったが県内市町教育委員会への伝達会議はいつ頃予定されているのか伺う。

【回答】県の部活動の地域移行に向けた説明会及び意見交換会は、12月15日に開催されます。そこで、運動部及び文化部の地域移行に向けた推進計画の概要や今後のスケジュールが示される予定です。

（2）地域移行を踏まえ、東浦町学校経営会議（校長会）では日本中学校体育連盟の今後の課題について、どのような方向性をもって検討しているのか伺う。

【回答】過日、日本中学校体育連盟において全国大会へのクラブチームの参加が認められました。しかし、クラブチームの参加基準や大会の方法等が愛知県中小学校体育連盟から示されていないため、現段階では、東浦町学校経営会議内で日本中学校体育連盟の今後の課題について検討を行っておりません。

（3）各学校の文化部である吹奏楽部や合唱部等の地域移行に向けての課題や検討事項について伺う。

【回答】文化部活動に限らず運動部にも共通するものとして、所属している中学校での活動を基本として考えた場合、各中学校に派遣する指導者の確保が課題となります。

吹奏楽部の楽器の持ち運びに困難が生じる可能性があるため、極力吹奏楽部については各中学校での活動を行いたいと考えていますが、現時点では文化部活動に関する外部派遣指導者の制度がなく、今後何人の指導者を確保で

きるかによって活動場所を検討する必要があります。

また、中学校の音楽室や美術室などの教室を活動場所とする場合は、活動場所以外の部屋に自由に出入りできないようにするなど、学校施設内のセキュリティを強化する必要も生じてきます。

（４）地域移行に向けて、町スポーツ協会やスポーツ推進委員、また企業や近隣の大学との連携について伺う。

【回答】11月29日に受け皿となる指導者、スポーツ・文化団体、学校関係者等で組織する東浦町部活動の地域移行推進協議会を開催いたしました。

第１回は、部活動地域移行についての背景、国の方針、町の考え方等を説明し、協議会のあり方等について認識いただきました。今後第２回以降の協議会で、町スポーツ協会や町文化協会などの団体、企業や近隣の大学等との連携等について協議、検討してまいります。

（５）東浦町の部活動の地域移行についての現状と今後の方向性について伺う。

【回答】国は令和５年度から令和７年度までを地域移行に向けた改革集中期間とし、国が示すガイドラインを基に、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を県や市町村へ作成するよう求めています。県の推進計画の概要や今後のスケジュールは、12月15日に開催の部活動の地域移行に向けた説明会及び意見交換会で示される予定です。

町の現状としましては、6月に町内全中学校の校長及び部活動主任、学校体育担当校長、教育部課長等で構成する検討会を立ち上げ11月までに5回会議を行い、方針案等を検討してきました。

また、9月に町内小学５・６年生、中学１年生及びその保護者へ部活動の地域移行についてのアンケートを行いました。

今後は、東浦町部活動の地域移行推進協議会でアンケート結果の報告、検討会の方針案や課題について協議、検討が行われます。その協議会のご意見を踏まえ、町の部活動地域移行の方向性を教育委員会で決定したいと考えています。

２．東浦マラソンの人気回復への道を探る。

1975年（昭和50年）2月に開催された第１回東浦町民マラソン大会、当日は雪が降る天候であった。役場前の横断歩道がスタート地点として一般5km、中学生2kmの２種目が開催され大いに盛り上がった。それ以来多くの方々の協力で今回で48回目を迎える東浦マラソン大会は愛知県でも有数の大会になった。数年前までは5,000人に近い参加者であったが、今回はコロナ禍を経た３年ぶりの開催であり、12月18日に開催される。

そこで、次の事柄等について伺う。

(1) 今年度の大会申込の状況の見解及び開催に配慮した点について伺う。

【回答】第48回東浦マラソンの大会申込者数は1,222名であり、前回開催の第45回東浦マラソン大会の2,548名から52パーセント減少しました。この状況は近隣市町の大会も同様の傾向にあります。

減少の理由としては、ランニングは続けていても、大会に出られない日常が当たり前となり、出場意欲を失ったランナーがいたり、健康目的で走る人の中には、気持ち良く汗がかければお金を払って大会に出なくてもいいと考える人が増えたとの報道もあることから、参加者の考え方の変化もあるのではないかと考えています。

開催に配慮した点として、他市のマラソン大会では、小中学生の参加人数や年齢、種目等を制限した大会もありましたが、本町の大会は、広大な公園内で健康増進や思い出づくりができることが特長と考えているため、参加者の制限や種目の変更はしないこととしました。

また、タイム計測方法を当日受付や回収が必要なチップから、事前送付可能で回収不要のタグへの変更やアンケート回答の電子化を行うなど、参加者が安全安心に参加できる大会となるよう配慮しています。

(2) 大会参加者からアンケート等により大会開催についての意見聴取を実施したのか伺う。

【回答】前回開催の第45回東浦マラソンでは、参加目的、大会の魅力、参加回数などを伺うアンケートを行い、参加者のニーズ把握に努めています。また、大会の魅力についてのアンケート項目で、会場、大会の雰囲気、開催時期、コースが良いとの回答が79パーセントを占めていることから、参加者やコースの変更を行っておりません。

(3) 大会実施にあたり、イベント会社との共催や企画運営についての連携について伺う。

【回答】イベント会社は経験豊富で内容に精通していることから、新たな魅力のある大会の開催や運営が期待され、また、スポーツ関係団体や町職員などの従事者を減らすことができるなどのメリットが考えられます。

その一方でイベント会社との共催等で開催費用が増加した場合は、参加費の更なる値上げが必要と見込まれることから、マラソン大会を共催等している他自治体や今年度委託で実施した町の産業まつり等の状況・効果を踏まえながら、慎重に検討してまいります。

質問者（質問順位14） 山田眞悟 議員

1. しぶといコロナ感染拡大第8波への対策「3つの提案」

令和2年当初からの新型コロナウイルス感染は全世界に広がり昨年末頃からはオミクロン新株となり令和4年は猛威を振り、波はやむかと思いきや第8波となって感染拡大が年末にかけて勢いづいてきたようです。さらに、ロシアのウクライナ侵攻は混とんとし、終結には程遠い情勢です。その影響で、石油危機・食料不足・あげくには円安による各物価値上げで国民の暮らしは脅かされ放しです。国政では法務大臣の更迭さわぎ、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）に汚染された自民党政治には怒り心頭です。

地方自治体として住民の暮らしを守る上でも、コロナ禍被害・円安・インフレによる物価高に対して生活支援を継続、発展していくよう3項目提案します。見解を求めます。

（1）学校給食費無償化を求めます。子育て世帯臨時特別給付金支給より、手続きに手間暇がかからず執行できます。

【回答】学校給食費につきましては、学校給食法において、保護者が食材料費を負担することが規定されており、学校給食費を無償化する考えはありません。また、子育て世帯臨時特別交付金支給とは、その趣旨や対象世帯の違いなどから、比較検討することは難しく、今後も、支援を必要とする子育て世帯への支援策を検討していきたいと考えています。

令和4年度 学校教育課報告

令和5年1月

児童生徒数(1月10日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	4	36	2	21	5	25	4	25	1	23	1	23	17	153
	女	1	32	3	31	2	27	1	33	1	33	0	28	8	184
	計	5	68	5	52	7	52	5	58	2	56	1	51	25	337
生路小学校	男	2	24	0	28	2	25	1	30	1	20	0	28	6	155
	女	1	31	0	36	0	25	1	22	0	27	0	23	2	164
	計	3	55	0	64	2	50	2	52	1	47	0	51	8	319
片葩小学校	男	2	27	1	37	0	36	1	33	0	45	1	36	5	214
	女	0	26	0	36	2	31	0	32	1	31	1	37	4	193
	計	2	53	1	73	2	67	1	65	1	76	2	73	9	407
石浜西小学校	男	3	36	1	47	1	45	1	44	3	41	1	44	10	257
	女	1	32	1	39	0	30	0	43	2	35	1	46	5	225
	計	4	68	2	86	1	75	1	87	5	76	2	90	15	482
緒川小学校	男	2	40	2	40	0	23	3	50	6	52	2	42	15	247
	女	1	45	1	50	0	38	2	58	0	33	1	53	5	277
	計	3	85	3	90	0	61	5	108	6	85	3	95	20	524
卯ノ里小学校	男	2	21	2	33	3	24	2	23	2	16	3	33	14	150
	女	2	27	1	16	0	27	0	17	0	26	0	24	3	137
	計	4	48	3	49	3	51	2	40	2	42	3	57	17	287
森岡小学校	男	2	35	2	38	2	39	4	48	1	35	1	28	12	223
	女	1	37	2	47	0	24	0	29	1	40	0	39	4	216
	計	3	72	4	85	2	63	4	77	2	75	1	67	16	439
小学校計	男	17	219	10	244	13	217	16	253	14	232	9	234	79	1,399
	女	7	230	8	255	4	202	4	234	5	225	3	250	31	1,396
	計	24	449	18	499	17	419	20	487	19	457	12	484	110	2,795
東浦中学校	男	8	134	4	134	5	109							17	377
	女	3	152	2	119	4	130							9	402
	計	11	287	6	253	9	239							26	779
北部中学校	男	1	82	3	69	2	84							6	235
	女	1	75	1	81	1	93							3	249
	計	2	157	4	150	3	177							9	484
西部中学校	男	1	28	1	27	3	24							5	79
	女	1	30	1	26	0	33							2	89
	計	2	58	2	53	3	57							7	168
中学校計	男	10	244	8	230	10	217							28	691
	女	4	257	4	226	5	256							14	740
	計	14	501	12	456	15	473							42	1,431

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	12 月		11 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	17	0	16
生 路 小 学 校	0	19	0	20
片 葩 小 学 校	0	18	0	18
石 浜 西 小 学 校	1	103	2	100
緒 川 小 学 校	0	35	0	35
卯ノ里 小 学 校	0	27	0	27
森 岡 小 学 校	0	31	0	31
小 学 校 計	1	250	2	247
東 浦 中 学 校	0	87	0	86
北 部 中 学 校	0	47	0	47
西 部 中 学 校	0	18	0	18
中 学 校 計	0	152	0	151
総 計	1	402	2	398

長期欠席者数

(人)

学 校 名	12 月	11 月
藤 江 小 学 校	6	1
生 路 小 学 校	1	0
片 葩 小 学 校	3	2
石 浜 西 小 学 校	10	8
緒 川 小 学 校	3	2
卯ノ里 小 学 校	4	2
森 岡 小 学 校	5	5
小 学 校 計	32	20
東 浦 中 学 校	26	31
北 部 中 学 校	17	16
西 部 中 学 校	6	5
中 学 校 計	49	52
総 計	81	72

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	12 月	11 月
藤 江 小 学 校	0	1
生 路 小 学 校	0	1
片 葩 小 学 校	1	0
石 浜 西 小 学 校	0	1
緒 川 小 学 校	0	1
卯ノ里 小 学 校	2	0
森 岡 小 学 校	0	0
小 学 校 計	3	4
東 浦 中 学 校	2	11
北 部 中 学 校	1	1
西 部 中 学 校	1	1
中 学 校 計	4	13
総 計	7	17

その他

令和4年12月24日から令和5年11月30日までの工期で北部中学校給水設備改修工事を行っています。

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
- ・新入学学用品費(新小中1年)
- ・給食費
- ・林間学校費(小5、中2)
- ・修学旅行費(小6、中3)
- ・卒業アルバム代等

※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和5年2月)

	曜日	行事名等	備考
1	水	入学説明会(西部中)	
2	木		
3	金	入学説明会(藤江小、緒川小、卯ノ里小、森岡小)	
4	土		
5	日		
6	月	入学説明会(生路小)	
7	火		
8	水	入学説明会(石西小)	
9	木		
10	金		
11	土	建国記念の日	
12	日		
13	月		教育委員会定例会(9:30～)
14	火	卒業スペシャルランチ(東浦中、ふれあい教室)	
15	水		教職員安全衛生委員会
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		
22	水		
23	木	天皇誕生日	
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火	卒業スペシャルランチ(北部中、西部中)	

令和4年度
2月分献立予定表(案)

東浦町学校給食センター

19回		献立名		
日	曜			
1	水	麦ご飯	ハヤシライス ミニきな粉揚げパン 豆まめサラダ	
2	木	中華めん	キムチラーメンの汁 魚の中華あんかけ にんじんのナムル	
3	金	ご飯	いわしの揚げ煮 切干大根の甘酢あえ 田舎汁 節分豆	節分の日
6	月	麦ご飯	ショーロンポー マーボー豆腐 バンバンジーサラダ	
7	火	ご飯	さわらの照り焼き 煮みそ はるみ	
8	水	わかめご飯	キャベツ入りメンチカツ きんぴらごぼう 呉汁	
9	木	米粉パン	焼きウインナー キャベツのクリームシチュー パインアップルのシロップ煮	
10	金	ご飯	鮭の塩こうじ焼き 生揚げのそぼろ煮 煮和え	
13	月	麦ご飯	米粉カレーライス ハート型ハンバーグのトマトソースかけ 福神漬け チョコプリン	
14	火	ご飯	チキンの竜田揚げ 野菜のしそひじきあえ 具だくさんみそ汁	中3年:スペシャルランチ 東浦中学校・ふれあい教室
15	水	ご飯	いわしの梅煮 豚肉の柳川風 野菜の香の物あえ	
16	木	ご飯	春巻き 春雨の中華あえ トック入り中華スープ	
17	金	玄米入りご飯	知多牛の焼肉風炒め 菜の花とツナのごまあえ 八杯汁 八丁みそまんじゅう	食育の日
20	月	小型ロールパン	焼きそば 愛知のれんこん入りつくね ナタデココポンチ アーモンド入り小魚	
21	火	ご飯	あじフリッター 肉じゃが キャベツのゆかりあえ	
22	水	ご飯	さばの銀紙焼き 凍り豆腐の卵とじ煮 いよかん	
24	金	ご飯	まぐろとレバーの揚げ煮 豚肉と大根の煮物 野菜としらす干しのあえもの	
27	月	スライスパン	鶏肉のパーベキューソースかけ ポークビーンズ コールスローサラダ みかんジャム	
28	火	ご飯	米粉コロッケ 野菜とツナのあえもの 豚汁	中3年:スペシャルランチ 北部中学校・西部中学校

たべものカレンダー にんじん

- 卒業スペシャルランチメニュー(案)
- ・主食(通常給食と同じ) ・きな粉揚げパン ・牛乳
 - ・主菜(知多牛ステーキorうなぎ)※
 - ・副菜(通常給食と同じ)
 - ・汁物(通常給食と同じ)
 - ・果物(いちご)
 - ・デザート(エクレアor大福orカップゼリー)※

※事前に児童生徒に食べたいものをセレクトしてもらう予定です。

令和4年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

1月 事業報告

1 文化センター・地区コミュニティセンター事業

- ・ 8日（日） 二十歳のつどい
- ・ 文化センター 託児つきかんたんおやつ、やさしいシニアヨガ
PPバンドを編んでみよう講座、リボン作り講座
- ・ 地区コミ 親子きな粉づくり体験教室、着付け教室（緒川）
バランスボールエクササイズ（石浜）
香りで心と身体を癒すアロマ教室（藤江）

2 図書館事業

- ・ 4日（木）～ よむらび福袋（一般書・児童書）
- ・ 14日（土） バリアフリー上映会「すみっこぐらし」の上映

3 郷土資料館事業

- ・ 7日（土）～3月26日（日）ミニ企画展「家康と水野氏—おもだか紋瓦で探る
衣浦湾周辺の寺社—」
- ・ 12、19、26日（木） 四季の陶芸教室（冬）ろくろ／手びねり
- ・ 13、20、27日（金） 古文書教室（冬）
- ・ 22日（日） 文化財消防訓練（郷土資料館）
- ・ 25日（水） 歴史探訪講座「岐阜県東濃の女城主「岩村城」を訪ねて」
- ・ 28日（土） ミニ企画展 展示説明会

2月 事業計画

1 文化センター・地区コミュニティセンター事業

- ・ 文化センター 託児つきかんたんおやつ、やさしいシニアヨガ
親子バレンタインスイーツ作り教室、リボン作り講座
冬の星空天体観測、これから始める親子ダンス
実家の相続で子世代が後悔しない秘訣を学ぶ
- ・ 地区コミ 着付け教室（緒川）、バランスボールエクササイズ（石浜）
香りで心と身体を癒すアロマ教室（藤江）

2 図書館事業

- ・ 13 日（月）～17 日（金） 休館（特別資料整理期間）

3 郷土資料館事業

- ・ ミニ企画展 「家康と水野氏—おもだか紋瓦で探る衣浦湾周辺の寺社—」
- ・ 9、16 日（木） 四季の陶芸教室（冬）ろくろ／手びねり
- ・ 18 日（土） 水野氏講座 ～近世尾張の水野氏の出自をめぐって～

うのはな館ミニ企画展



家康と水野氏

—おもだか紋瓦で探る衣浦湾周辺の社寺—

期間／令和 5 年 1 月 7 日（土）
～ 3 月 26 日（日）



展示説明会
日時／令和 5 年 1 月 28 日（土）午前 10 時～11 時
場所／郷土資料館講座室
申し込み／令和 5 年 1 月 6 日（金）から郷土資料館へ
申し込み（電話申し込み可）



会場／東浦町郷土資料館（うのはな館）
開館時間 9:00 ～ 17:00 休館日 月曜日
〒470-2103 愛知県知多郡東浦町大字石浜字桜見台 18-4
☎ 0562-82-1188

入場無料

令和4年度スポーツ課事業報告・事業計画

◇1月事業報告

- 1 スポーツ推進委員会
10日（火）スポーツ推進委員定例会
21日（土）ペタンク研修会（メディアスひがしうら第2グラウンド）
21日（土）知多地区スポーツ推進委員研修大会（常滑市）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
15日（日）知多北地区ビーチボールバレー大会（東海市）
- 3 スポーツ協会
12日（木）表彰選考委員会（はなのき会館）
26日（木）役員会（はなのき会館）
- 4 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
14日（土）（愛・地球博記念公園）

◇2月事業計画

- 1 スポーツ推進委員会
3日（金）第70回東海四県スポーツ推進委員研究大会（岡崎市）
7日（火）スポーツ推進委員定例会（研修室）
15日（水）スポーツ推進委員知多地区役員会（南知多町）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
12日（日）知多北地区スポーツ推進委員 後期研修会（大府市民球場）
- 3 スポーツ協会
18日（土）スポーツ協会表彰式（勤労福社会館）

その他

体育館トイレ改修工事 1月31日完了